

2020年度夏季手当要求！

3.05ヶ月

中央本部は5月18日、経営側に2020年度夏季手当を申し入れました。新型コロナウイルス禍で「安全・安定輸送」を確保し、公共交通機関の使命と役割を果たし続けているJR労働者に対して、経営側にはその努力に報いる責務があります。

1. 一律に基準内賃金の3.05ヶ月分とすること。
※0.05ヶ月分は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に対しての特別加算
2. 55歳以上の社員に、一律5万円の加算をすること。
3. グリーンスタッフの精勤手当に、一律5万円の加算をすること。
4. 「緊急事態宣言」発令期間(4月7日以降)の営業係、輸送係、乗務係(指導職、主任職、主務職を含む)の社員に対して一律5万円の加算をすること。
5. 支給日は6月30日までとすること。